

議案第155号

川崎市立看護大学条例の制定について

川崎市立看護大学条例を次のとおり制定する。

令和3年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市立看護大学条例

(趣旨)

第1条 この条例は、川崎市立看護大学の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学として、川崎市立看護大学（以下「看護大学」という。）を設置する。

2 看護大学の位置は、川崎市幸区小倉4丁目30番1号とする。

(学部、学科及び修業年限)

第3条 看護大学に看護学部を置く。

2 看護学部看護学科を置く。

3 看護学部の修業年限は、4年とする。

(授業料等)

第4条 看護大学に入学を志願する者は入学選考料を、入学選考に合格した者のうち看護大学に入学しようとする者は入学料を、看護大学に在学する者は授業料を納付しなければならない。

2 看護大学に在学していた者が卒業証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとするときは、証明書交付手数料を納付しなければならない。

3 第1項に規定する入学選考料、入学料及び授業料並びに前項に規定する証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）の額は、別表のとおりとする。

（授業料等の減免）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、授業料等を減額し、又は免除することができる。

（授業料等の返還）

第6条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条から第6条まで及び別表（入学選考料及び入学料に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（川崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条第5項及び別表第4の2備考中「看護短期大学」を「看護大学及び看護短期大学」に改める。

（川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

3 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「川崎市立看護短期大学」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学」に改める。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「川崎市立看護短期大学」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学」に改める。

(川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 5 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川崎市立看護短期大学」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学」に改める。

(川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 6 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成2年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川崎市立看護短期大学」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学」に改める。

別表（第4条関係）

1 入学選考料、入学料及び授業料

区 分	入学選考料	入 学 料		授 業 料
		川崎市の住民	その他の者	
学 生	17,000円	141,000円	282,000円	年 額 535,800円
聴 講 生	9,800円	14,100円	28,200円	1 単 位 14,800円
特 別 聴 講 生				1 単 位 14,800円
科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1 単 位 14,800円
研 究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月 額 29,700円

備考 1 川崎市の住民に係る入学料は、看護大学に入学しようとする者  
又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入学の日の  
1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合に適用する。

2 聴講生等の区分については、別に定める。

2 証明書交付手数料 1通 300円

参考資料

制 定 要 旨

川崎市立看護大学の設置及び管理について必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。